

大牟田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。)に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条第3号に規定する便槽をいう。
- (4) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。
- (5) 処分 転換に伴う単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃、污泥処理、撤去、運搬及び最終処分をいう。
- (6) 配管 生活排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きよ、ポンプ設備及びますをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた公共下水道の事業計画の対象となる地域(次号において「下水道事業計画区域」という。)以外の地域。
- (2) 下水道事業計画区域内の公共下水道の整備が当分の間見込まれない地域のうち、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、市長が別に定める地域。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条各号に掲げる地域内において、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けず、又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく届出を行わないで浄化槽を設置する者

- (2) 販売の目的で、浄化槽付き建物を建築（改築を含む。）する者
 - (3) 建物を借りている者で、賃貸人から浄化槽設置の承諾が得られない者
 - (4) 申請した工期前に浄化槽工事（配管工事含む）に着手した者
 - (5) 大牟田市浄化槽設置工事基準に適合しないもの
 - (6) 市税等を滞納している者
 - (7) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、建築基準法に定める人員算定基準に基づき算定した別表第1の左欄に掲げる人員の区分に応じて同表の右欄に定める額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自己が所有し、かつ居住する既存の建築物（居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上である場合に限る。以下「既存の建築物という。」）において、処理対象人員10人以下の浄化槽へ転換する場合は、別表第2の左欄に掲げる人員の区分に応じて同表の右欄に定める額を限度とし、浄化槽の設置に要する費用（千円未満は切り捨て）の範囲内とする。ただし、既存の建築物のうち、建物を建築して5年経過しないものは除く。
- 3 前項の規定において、処分及び配管設置する場合は、別表第3の左欄に掲げる区分ごとに算出した額を限度として、前項の補助金額に加算する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 建物配置図及び平面図（配置配管図）
- (3) 浄化槽設置（変更）届出受理書の写し及び浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設置計画書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し及び見積書の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 浄化槽機能保証登録証（処理対象人員11人以上を除く。）
- (7) 浄化槽設備士免状の写し（ただし、昭和62年度以前に交付されたものは、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも添付すること。）
- (8) 構造方法等認定書、型式適合認定書、型式適合認定書別添仕様書及び図面、型式認定書、全浄協登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）（処理対象人員11人以上を除く。）
- (9) 建物を借りている者は、賃貸人の浄化槽設置承諾書
- (10) 市税に滞納のない証明書等
- (11) 建築物の確認済証の写し（浄化槽法は除く）
- (12) 住民票
- (13) その他市長が必要とする書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業及び浄化槽の維持管理等の説明を受け

なければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金交付の決定をした場合において必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(変更承認の申請)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)を廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)に申請内容の変更を証明する書類を添付して市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認を行う場合において、補助金額に変更があるときは補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(中間検査)

第9条 補助対象者は、浄化槽の埋設時に、市長が行う中間検査を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業の完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 工事内容チェックリスト(様式第8号)
- (4) 竣工検査チェックリスト(様式第9号)
- (5) 工事写真集(様式第10号)
- (6) 建築物の完了検査済証の写し(浄化槽法は除く)
- (7) 転換実施報告書(様式第11号)(第5条第3項に該当する場合のみ)
- (8) 産業廃棄物管理票(D票またはE票)の写し(第5条第3項に該当する場合のみ)
- (9) 浄化槽使用廃止届出書の写し(単独処理浄化槽を廃止した場合)
- (10) 浄化槽使用開始前点検記録簿の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第12号)により速やかに補助対象者に通知する

ものとする。

2 市長は、補助金額の確定にあたり、工事完了検査を行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金額の確定日から1月以内に、補助金交付請求書(様式第13号)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があった場合においては、速やかに交付の手続きを行うものとする。

(補助金交付の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金の交付を停止し、若しくは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において補助対象者に損害が発生しても市長はその賠償の責めを負わない。

(1) 虚偽又は不正の申請をしたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金交付を取り消す場合においては、補助金取り消し決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返を命ずる場合においては、補助金返還命令通知書(様式第15号)により、通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。
- 2 平成10年度事業のうち、平成11年3月1日から平成11年3月31日までに第7条の規定に基づく補助金交付決定を受けたものに限り、第10条第1項中「当該年度の3月31日」とあるのは「平成11年12月31日」とする。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月9日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに浄化槽法第5条第1項又は建築基準法第6条第1項の規定により大牟田市長に浄化槽設置の届出をした者に係る改正後の大牟田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第1項及び第10条の規定の適用については、第6条第1項第3号中「浄化槽設置（変更）届出受理書の写し及び浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設置計画書の写し」とあるのは「浄化槽設置届受理書の写し及び浄化槽設置（変更）届出書の写し又は浄化槽設置計画書の写し」と、第10条第1号中「浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し」とあるのは「浄化槽法第7条検査依頼書の写し」とする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

算定人員	補助限度額
5 人	332,000円
6～7人	414,000円
8～10人	548,000円
11～20人	939,000円
21～30人	1,472,000円
31～50人	2,037,000円

別表第2（第5条関係）

算定人員	補助限度額
5 人	830,000円
6～7人	1,035,000円
8～10人	1,370,000円

別表第3（第5条関係）

区分		補助限度額
単独処理浄化槽から転換する場合	処分に要する費用	150,000円
	配管設置工事に要する費用	330,000円
汲み取り便槽から転換する場合	処分に要する費用	120,000円
	配管設置工事に要する費用	330,000円